

◎新潟県告示第697号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年6月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	20者	門前手取沢278番ほか101筆 17.7ha
新発田市	28者	則清十二林919番1ほか604筆 52.3ha
胎内市	1者	羽黒仁谷野2071番2ほか8筆 0.5ha
新潟市	26者	北区大久保黒山1417番ほか252筆 22.5ha
五泉市	3者	柄沢川原1番ほか59筆 6.4ha
燕市	1者	長所沖81番3ほか2筆 0.2ha
長岡市	7者	中条新田古川205番ほか164筆 10.2ha
見附市	1者	新潟西町57番1ほか39筆 2.1ha
魚沼市	1者	田川鳥井川331番ほか3筆 0.6ha
南魚沼市	60者	中川大田164番ほか640筆 64.2ha
十日町市	7者	袖山申甲365番甲ほか22筆 2.8ha
津南町	1者	谷内6663番ほか35筆 5.4ha
上越市	19者	頸城区瀧川西685番ほか843筆 84.4ha
妙高市	1者	坂口新田日向97番3ほか250筆 19.6ha
糸魚川市	10者	東海大明神284番1ほか126筆 13.3ha
佐渡市	14者	八幡91番1ほか73筆 10.6ha
合計	200者	3,237筆 312.7ha

2 申請年月日

平成28年5月27日

3 縦覧の場所

- 新潟県農林水産部地域農政推進課
- 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
- 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。